

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

第1 趣旨

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1 第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（以下「廃棄物の焼却施設」という。）における焼却炉等の運転、点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから、厚生労働省では、平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定したところである。

本対策要綱は、改正後の労働安全衛生規則に規定された事項を踏まえ、事業者が講ずべき基本的な措置を示し、労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的とするものである。

第2 対象作業

1 作業の分類

本対策要綱における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーPCBをいい、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる次の（1）及び（2）の作業（以下「運転、点検等作業」という。）、（3）の作業（以下「解体作業」という。）並びに（4）の作業（以下「運搬作業」という。）であり、これらを合わせて廃棄物焼却施設関連作業ということ。

（1）廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業

具体的には、

- ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う灰出しの作業
- イ 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業の前に行う清掃等の作業
- ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰（ばいじん等）の固化等焼却灰、飛灰等を取り扱う作業
- エ 焼却炉、集じん機等の外部で行う清掃等の作業
- オ 焼却炉、集じん機等の外部で行う上記ア及びイの作業の支援及び監視等の作業

（2）廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務に係る作業

具体的には、

- ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業
 - イ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却炉、集じん機その他の装置の保守点検等の作業
 - ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う（2）のアの作業の支援、監視等の作業
- ただし、保守点検等に伴い、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻等を取り扱う場合は、上記（1）の作業に該当すること。

(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業

具体的には、

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業（当該設備を設置場所から第3の3の（3）のオで定める処理施設（以下単に「処理施設」という。）に運搬して行う当該

設備の解体又は破壊の作業（以下「移動解体」という。）を含む。）

イ 上記アに係る設備の大規模な撤去を伴う補修・改造の作業

ウ 上記ア及びイの作業に伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う作業

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当すること。

(4) 移動解体の対象となる設備を処理施設に運搬する作業

なお、本対策要綱の適用対象は、事業場に設置されたダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設において行われる作業であるが、本対策要綱の適用対象より小規模の焼却施設において行われる作業についても、本対策要綱に準じばく露防止対策を講ずることが望ましいものであること。

2 遠隔操作等で行う作業及びばく露の少ない廃棄物焼却炉における作業の適用関係

(1) 遠隔操作等で行う作業

本対策要綱は、①ガラス等により隔離された場所において遠隔操作で行う作業、②密閉系で灰等をベルトコンベア等で運搬するのを監視する作業等、焼却灰及び飛灰に労働者がばく露することのない作業については、適用されないものであること。

(2) ばく露の少ない焼却炉における作業

本対策要綱は、運転、点検等作業について、下記のアからエに掲げる条件を全て満たす焼却炉における作業については、ダイオキシン類にばく露することが少ないと認め、本対策要綱のうち法令に定める事項である第3の1の（1）、（2）、（3）及び（6）のイ、並びに第3の2の（2）のアに定める事項に限り適用することとする。なお、これ以外の事項については、必要に応じて適用すること。

ア ダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）第28条に定めるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類の測定結果が3000 (pg-TEQ/g-dry) より低いこと。

イ 第3の2の（2）のア及びウの空気中のダイオキシン類濃度の測定結果から別紙2により決定する管理区域が、第1管理区域であること。

ウ 屋外に設置された焼却炉であること。

エ 単一種類の物を焼却する専用の焼却炉であること。

第3 ばく露防止対策

1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講すべき措置

(1) 特別教育

運転、点検等作業又は解体作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）

は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）に定めるところにより、特別教育を行うこと。

（2）作業指揮者の選任

対象作業を行う事業者は、労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業に従事する労働者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化の確認を行わせること。

なお、コンクリート造の工作物の解体作業等においては、併せてコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する必要があること。

（3）発散源の湿潤化

対象作業を行う事業者（第2の1の（2）の作業のみを行う事業者を除く。）は、労働安全衛生規則第592条の4に定めるところにより、作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとしなければならないこと。ただし、当該発散源を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りではないこと。

（4）健康管理

対象作業を行う事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える労働者に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に、就業上の措置等を適切に行うこと。

また、事故、保護具の破損等により当該労働者がダイオキシン類に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせること。なお、この場合には、必要に応じて、当該労働者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくこと。

（5）就業上の配慮

対象作業を行う事業者は、女性労働者については、母性保護の観点から、廃棄物焼却施設における運転、点検等作業及び解体作業における就業上の配慮を行うこと。

（6）保護具

対象作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。

ア 保護具の管理

（ア）保護具の着用状況の管理

a 労働者に対する呼吸用保護具の着脱訓練の実施

労働者に対して、呼吸用保護具のフィットテストの方法、緊急時の対処方法及び呼吸用保護具の正しい着脱方法・着脱手順等について訓練を行うことにより習得させること。

b 作業開始前における保護具の着用状況の確認

労働者に保護具の着用状況の確認を相互に行わせること。

（イ）作業後における保護具の取外し等

作業を行った後の保護具は汚染されているおそれがあることから、以下の措置を講ずること。

a 作業場と更衣場所の間に 保護具の汚染及び焼却灰等を除去するためのエアシャワー等の汚染物除去設備を設けること。

b 保護具の着脱は、アの(イ)のaの汚染物除去設備が存在する場所ではなく更衣場所において行うこと。また、保護具は更衣場所から汚染された状態で持ち出させないこと。

(ウ) 保護具は日常の保守点検を適切に行うこと。

(エ) ダイオキシン類で汚染されたおそれのある保護具は、使い捨てが指定されているもの及び手入れの方法が別に定められている呼吸用保護具のろ過材及び吸収缶を除き、清水、温水、中性洗剤及びヘキサン等により洗浄すること。

(オ) ダイオキシン類で表面が汚染されたおそれのある治具・工具及び重機等の機材は、使い捨てが指定されているものを除き、清水、温水、中性洗剤及びヘキサン等により洗浄すること。

(カ) ヘキサン等により洗浄する場合は、溶解したダイオキシン類によるばく露防止措置を講ずること。

(キ) プレッシャーデマンド形エアラインマスクには、ダイオキシン類、一酸化炭素等の有害物質、オイルミスト及び粉じん等を含まない清浄な空気を供給すること。

イ 保護具の選定

労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより別紙3に示す保護具について、運転、点検等作業については別紙4に掲げる方法で、解体作業については別紙5に掲げる方法で選択し労働者に使用させること。

ただし、高所作業又は臨時の作業においては下記のとおりとすること。

(ア) 高所作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場における高所作業で、エアラインのホースが作業の妨げとなる場合又はエアラインのホースの当該場所までの延長が困難な場合は、当該作業場所近傍に十分な能力を有するエアラインの接続箇所を設置するとともに、各接続箇所間の移動においては、プレッシャーデマンド形エアラインマスクでエアラインを外した時、防じん防毒併用呼吸用保護具となるものを使用させること。

なお、エアラインの接続箇所の設置が困難である場合には、プレッシャーデマンド形空気呼吸器を使用されること。また、墜落防止のため、安全な作業床を設けること。なお、安全な作業床を設けることが困難である場合には、安全帯を使用する等墜落防止措置を講ずること。

(イ) 臨時の作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、次のaからcまでに掲げる措置を講じた上で、防じん機能付き防毒マスクを使用して作業を行わせても差し支えないものであること。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度について、第3の2の(2)のウの管理区域の決定方法によって行った管理区域（解体作業にあってはこれを準用した管理区域）が第3管理区域となるときは、プレッシャーデマンド型空気呼吸器を使用させること。

a 作業前に床面の清掃を行うこと。

b デジタル粉じん計等により、作業を行っている間に連続して空気中の粉じん濃度の測定を実施すること。

c 作業を行っている間、粉じん及びガス状のダイオキシン類を発散させるおそれのある作業を中断すること。

(7) 休憩室使用の留意事項

対象作業を行う事業者は、労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずること。

(8) 喫煙等の禁止

対象作業を行う事業者は、作業が行われる作業場では、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止すること。

2 運転、点検等作業において講すべき措置

(1) 安全衛生管理体制の確立

ア 廃棄物の焼却施設を管理する事業者の実施事項

廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、次の措置を講ずること。

(ア) ダイオキシン類対策委員会

産業医、衛生管理者、(イ)の対策責任者等で構成する「ダイオキシン類対策委員会」を設置し、本対策要綱に定める措置等を盛り込んだ「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定すること。

(イ) 対策責任者の選任

労働者のダイオキシン類へのばく露防止対策を講じるに当たり、本対策要綱に定める措置を適切に行うため、ダイオキシン類対策の対策責任者を定め、次の職務を行わせること。

a ダイオキシン類対策委員会の運営及び推進計画の委託先事業者、関係請負人等への周知

b (ウ) の協議組織の運営

c その他推進計画の実施に関する事項

(ウ) 委託先事業者、関係請負人等との協議組織

廃棄物の焼却施設における作業の全部又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせている場合には、全ての関係事業者が参加する協議組織を設置し、当該作業を行う労働者のダイオキシン類へのばく露防止を図るために推進計画に基づく具体的な推進方法等を協議すること。

イ 受託事業者又は関係請負人の実施に関する事項

運転、点検等作業の全部又は一部を受託し、又は請け負っている事業者は、ダイオキシン類対策の実施責任者を定め、推進計画を踏まえた対策を実施させること。

(2) 空気中のダイオキシン類濃度の測定

運転、点検等作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。なお、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、既に測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

運転、点検等作業が常時行われる作業場について、労働安全衛生規則第592条の2に定めるところにより、別紙1の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行うこと。

イ 測定結果の保存

測定者、測定場所を示す図面、測定日時、天候、温度・湿度等測定条件、測定機器、測定方法、ダイオキシン類濃度等を記録し、30年間保存すること。

ウ 管理区域の決定

作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に準じて、別紙2の方法により管理区域を決定すること。

なお、ダイオキシン類の管理すべき濃度基準は、 $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ とすること。

エ 焼却灰等の粉じん、ガス状ダイオキシン類の発散防止対策

ウの結果、第2管理区域又は第3管理区域となった作業場において、次に掲げる方法等により、焼却灰等の粉じん及びガス状ダイオキシン類の発散を防止する対策を行うこと。

（ア）燃焼工程、作業工程の改善

（イ）発生源の密閉化

（ウ）作業の自動化や遠隔操作方法の導入

（エ）局所排気装置及び除じん装置の設置

（オ）作業場の湿潤化

なお、以上の測定についてのダイオキシン類分析は、国が行う精度管理指針等に基づき、適切に精度管理が行われている機関において実施するとともに、その結果については、関係労働者に周知すること。

3 解体作業において講ずべき措置

（1）対象施設の情報提供

解体作業を行う場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負った元方事業者等に、解体対象施設の図面、6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果及び焼却炉、集じん機等の設備の外部の土壤に堆積したばいじん、焼却灰その他の燃え殻（以下「残留灰」という。）の堆積場所に関する情報等がある場合にはこれを解体作業前に提供すること。

（2）安全管理体制の確立

解体作業を請け負った元方事業者は、次の措置を講ずること。

ア 統括安全衛生管理体制

労働安全衛生法第15条等に定めるところにより、その労働者及び請負人の労働者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図ること。

イ 関係請負人との協議組織等

労働安全衛生法第30条に定めるところにより、全ての関係請負人が参加する協議組織を設置し、混在作業による危険の防止に関して協議すること。また、関係請負人に対し安全衛生上必要な指導等を行うこと。

（3）移動解体を採用する場合の要件

移動解体を採用する場合には、以下によること。

ア 設備本体の解体を伴わずに運搬ができる設備であること。具体的には、以下の①から③までのいずれかの作業（以下「取外し作業」という。）のみにより運搬ができる状態

になるものをいうこと。

① 設備本体の土台からの取外し（土台ごと設備本体をつり上げる場合を含む。）

② 煙突及び配管の設備本体からの取外し

③ 煙道（焼却炉の運転により発生した燃焼ガスを焼却炉の燃焼室から煙突まで導く管をいう。以下同じ。）で区切られた設備本体間の連結部の取外し

イ 設備からの汚染物が飛散しないよう、クレーン等を用いた設備本体のつり上げ時に底板が外れるおそれがないなど構造上の問題がないこと。また、底板がない設備については、土台ごと設備本体を吊り上げることにより飛散防止措置を講ずることが可能であること。

ウ クレーン等を用いた設備等のつり上げ時等に、老朽化等により設備が変形し又は崩壊するおそれがないこと。

エ 運搬車への積込み作業を円滑に行うことができるよう、焼却炉等の設備の周辺に十分な場所を有すること。

オ 処理施設については、以下を満たすものとすること。

(ア) 廃棄物の種類に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理施設（ダイオキシン類に係る特別管理一般廃棄物の処理が可能なものに限る。）又は産業廃棄物処理施設（ダイオキシン類に係る特別管理産業廃棄物の処理が可能なものに限る。）として許可を受けたものであること。

(イ) 汚染物について、飛散防止措置を講じた上で容器に入れ密封する等の措置を講じ、解体作業を行うまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管することのできる設備を有すること。

(ウ) 運搬車から積下ろし作業を円滑に行うことができるよう、適切な積下ろし場所を有すること。

(エ) 「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」（平成23年3月環境省水・大気環境局土壤環境課）に準じたものとすること。

(4) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。また、残留灰を除去する作業については、(10)にも留意すること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

解体作業が行われる作業場について、別紙1の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各1回以上行うこと。

なお、解体作業前の測定については、処理施設において解体作業を行う場合を除き、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査

解体作業の対象設備について、労働安全衛生規則第592条の2に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施すること。

(ア) 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策

汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、別紙3に示すレベル3の保

護具を着用して作業を行うこと。

なお、上記ア後段の場合においては、別紙3に示すレベル2の保護具として差し支えないこと。

(イ) サンプリング調査の対象設備及び対象物

サンプリング調査対象設備及び対象物は、次のとおりとすること。

- | | |
|----------|-------------------|
| a 焼却炉本体 | 炉内焼却灰及び炉壁付着物 |
| b 廃熱ボイラー | 缶外付着物 |
| c 煙突 | 煙突下部付着物 |
| d 煙道 | 煙道内付着物 |
| e 除じん装置 | 装置内堆積物及び装置内壁面等付着物 |
| f 排煙冷却設備 | 設備内付着物 |
| g 排水処理設備 | 設備内付着物 |
| h その他の設備 | 付着物 |

なお、サンプリング対象物におけるダイオキシン類含有量が同程度であることが客観的に明らかである場合は、必ずしも全ての対象についてサンプリングする必要はない。例えば、①除じん装置の汚染物においてダイオキシン類含有量が3000pg-TEQ/g以下の濃度である場合の焼却炉本体、廃熱ボイラー、煙突及び煙道におけるサンプリングの省略（廃棄物焼却施設運転中のダイオキシン類の測定結果等により、除じん装置の汚染物における含有量が最も高いことが明らかである場合に限る。）、②煙突と煙道が一体となっている場合の一方の設備におけるサンプリングの省略、③小規模施設で設備ごとの区分ができない場合のサンプリングの一括化等がある。

(ウ) 追加的サンプリング調査の実施

汚染物のサンプリング調査の結果、3000pg-TEQ/gを超えるダイオキシン類が検出された場合には、その周囲の箇所（少なくとも1点以上）における汚染状況の追加調査を行うこと。

(エ) サンプリング調査の記録及び記録の保存

サンプリング調査に当たっては、日時（年月日及び時間）、実施者名、サンプリング調査時の温度、湿度、サンプリング調査方法（方法及び使用した工具等）及びサンプリング調査箇所を示す写真・図面等の項目について記録し、その記録を30年間保存すること。

なお、以上の測定、サンプリングについてのダイオキシン類分析は、国が行う精度管理指針等に基づき、適切に精度管理が行われている機関において実施するとともに、その結果については、関係労働者に周知すること。

(5) 解体作業の計画の届出

労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定めるところにより、廃棄物焼却炉（火格子面積が2m²以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等（移動解体における取外し作業及び処理施設での解体作業を含む。）の仕事を行う事業者は、工事開始日の14日前までに次の書類を添付して、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準

監督署長に対し、計画の届出を行うこと。

ア 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

イ 解体等をしようとする廃棄物焼却施設等の概要を示す図面

具体的には、

解体作業を行う廃棄物焼却施設、建設物の概要を示す図面（平面図、立面図、焼却炉本体、煙道設備、除じん設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備、廃熱ボイラー等の概要を示すもの。）

ウ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

エ 工法の概要を示す書面又は図面

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

具体的には、

(ア) ダイオキシン類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面（除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等）

(イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面

(ウ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画

(エ) 解体作業が行われる作業場における事前の空気中ダイオキシン類濃度測定結果

(オ) 解体作業の対象設備における事前の汚染物のサンプリング調査結果

(カ) 解体作業中の空気中ダイオキシン類濃度測定計画

カ 工程表

なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。

(6) 解体方法の選択

解体作業を行う事業者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて別紙6の方法により、管理区域を設定するとともに、解体方法の決定を行うこと。

(7) 付着物除去作業の実施

事業者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備（取外し作業にあっては取外しを行おうとする部分に限る。）の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

ア 作業場所を仮設構造物（天井・壁等）又はビニールシート等により他の作業場所と隔離すること。

イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。

ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、除去作業を行う場所や付着物の状態に応じた適切な措置を講ずること。

なお、高圧水洗浄を行う場合は、作業に従事する労働者が高圧水に直接触れないよう留意するとともに、使用水量を可能な限り抑えるとともに、汚染物を含む水の外部への漏出や地面からの浸透を防止する措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果

を保存すること。

(8) 作業場所の分離・養生

事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(9) 移動解体における留意事項

移動解体に当たっては、解体作業を行う事業者は、以下の事項に留意すること。また、処理施設で運搬車から積み下ろした設備の開梱は、アに基づき設定した管理区域内で必要なばく露防止措置を講じた上で行うこと。

ア 取外し作業を行うときは、別紙6の方法により管理区域を設定するとともに、可能な限り溶断以外の方法から使用機材等の決定を行うこと。

なお、やむを得ず溶断による方法を一部選択して取外し作業を行う場合は、煙突及び煙道等燃焼ガスが通る部分が加熱されないよう配管部分に限定し、かつ、別紙6の4に示す措置及びレベル3の保護具により行うこと。

イ 溶断以外の方法を用いて取外し作業を行う場合であって、設備本体、煙突、配管及び煙道の関係部分を密閉し、その内部の空気を吸引・減圧した状態で外部から作業を行い、作業を行う間を通して常に負圧を保ち汚染物の外部への漏えいを防止する措置を講じた場合は、(7)にかかわらず事前に付着物の除去を行わないことができる。

ウ 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、運搬車への積込みに先立ち、管理区域内においてビニールシートで覆う等により密閉した状態とすること。特に、積込み時の落下等により汚染物が飛散しないよう、厳重に密閉すること。

(10) 残留灰を除去する作業の実施

解体作業に併せて、残留灰を除去する作業を受託し、又は請け負う事業者は、1の各項及び(11)に加えて以下の措置を講ずること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等に基づき、残留灰が堆積している箇所について、別紙1の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各1回以上行うこと。

なお、作業前の測定については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 残留灰を除去する作業

残留灰を除去する作業を行う事業者は、以下により作業を行うこと。

(ア) 別紙4により保護具を選定し、別紙3により対応する保護具（ただしレベル1の場合に使用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具）を使用すること。

(イ) ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、作業に先立ち、仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(ウ) 1の(3)に基づき、堆積した残留灰を湿潤な状態のものとした上で、原地面が確認できるまで除去すること。特に土壤からの再発じんにも留意すること。

(エ) 除去結果を後日確認できるようにするため、除去前後の写真撮影を入念に行い、

その結果を取りまとめるとともに、廃棄物の焼却施設を管理する事業者に提出すること。

(11) 周辺環境への対応

事業者は、解体作業及び残留灰を除去する作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。

ア 排気処理

管理区域内のダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等については、チャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。

イ 排水処理

解体作業及び残留灰を除去する作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排出水の基準（10pg-TEQ/1）を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。なお、未処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理すること。

ウ 解体廃棄物の処理

汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。

分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処分されるまでの間一時保管を行うこと。

また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。

エ その他廃棄物の処理

付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。

オ 周辺環境等の調査

すべての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行うこと。

4 運搬作業において講すべき措置

(1) 対象設備の情報提供

移動解体において、取外し作業を行った事業者は、運搬を他の事業者に請け負わせる場合には、請け負った事業者に対し、空気中のダイオキシン類の測定及び解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査の結果、取外し作業の概要及び移送に当たり留意すべき事項に関する情報を提供すること。

(2) 荷の積込み及び積下ろし時における措置

廃棄物の焼却施設における取り外した設備の積込み及び処理施設における荷の積下ろしは、以下により行うこと。なお、積込みに先立ち設備を密閉する作業及び積み下ろした設備を開梱する作業については、解体作業の一環として行う必要があること。

ア 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、ビニールシート等で覆われ密閉された状態であることを確認した後に、運搬車への積込みを行うこと。

- イ 運搬に使用するトラック等の荷台への積込みは、運搬中を通じて安定的に密閉状態を維持できるように行うこと。
- ウ 処理施設での荷の積下ろしに当たっては、あらかじめ設備の覆い等に破損がないことを確認した上で、密閉した状態のままで行うこと。また、設備の覆い等に破損がみられた場合は、補修する等により密閉した状態とした上でなければ積下ろしを行ってはならないこと。
- エ 荷の積込み及び積下ろしを行っている間、1の(6)に準じ、別紙3に掲げるレベル1相当以上の保護具を使用すること。

(3) 運搬時の措置

- ア 運搬は、設備等が変形し、又は破損する事がないような方法で行うこと。なお、小型焼却炉や集じん機等、横倒しにより汚染物が漏えいするおそれのあるものについては、横倒しの状態で運搬しないこと。
- イ 取り外された設備の処理施設への運搬においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた廃棄物収集運搬業者その他の廃棄物の運搬を行うことができる者が、廃棄物の収集又は運搬の基準に従い行うこと。

空気中のダイオキシン類濃度の測定方法

作業環境における空気中のダイオキシン類の濃度測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示46号）に準じた次の方法により行うこと。

1. 測定の頻度

運転、点検等作業について、6か月以内ごとに1回、定期に実施すること。また、施設・設備、作業工程又は作業方法について大幅な変更を行った場合は、改めて測定を行うこと。

2. 測定の時間帯

焼却炉、集じん機及びその他の装置の運転等の作業が定常の状態にある時間帯に行うこと。
なお、作業場が屋外の場合には、雨天、強風等の悪天候時は避けること。

3. 測定の位置

(1) 作業場が屋内の場合

次により、測定を行うこと。

ア A測定に準じた測定を行うこと。また、その測定点は、単位作業場所（当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）の床面上に6メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50センチメートル以上150センチメートル以下の位置（設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。）とすること。さらに、測定点の数は、単位作業場所について5以上とすること。

イ 粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあっては、アに定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち粉じんの濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業の行われる位置においてB測定に準じた測定を行うこと。

(2) 作業場が屋外の場合

粉じんの発散源に近接する場所ごとにB測定に準じた測定を行うこと。

4. 空気中のダイオキシン類及び総粉じんの濃度測定

(1) 粉じん、ガス状物質及び微細粒子のダイオキシン類濃度を測定する場合

空気中のダイオキシン類の濃度測定に際してはハイボリウムサンプラーに粉じん捕集ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダをセットした上で測定を行うこと。

また、測定結果の分析の際にはろ紙上の粉じんとウレタンフォームに捕集されたガス状物質及び微細粒子を合計し、ガス状物質及び微細粒子合計のダイオキシン類を分析すること。

なお、以下アからウの場合には、ガス状物質及び微細粒子を別々に分析し、それぞれのダイオキシン類を算出すること。

ア 廃棄物焼却施設の解体作業前に測定するダイオキシン類の測定

イ 高温作業場所のような適切な保護具等の選定が不可欠である場合のダイオキシン類の測定

ウ 運転、点検等作業において保護具を選定する場合のダイオキシン類の測定

なお、ガス状のダイオキシン類濃度を正しく把握するため、サンプリング時間は、4時間

以上（ガス状物質と粉じんの含量としてダイオキシン類濃度を測定する際は、2時間以上）となるようにすること。

（2）空気中の総粉じんの濃度測定方法

ア ろ過捕集方法及び重量分析方法による場合試料の採取方法は、ローボリウムサンプラーを用いて、オープンフェイス型ホルダにろ過材としてグラスファイバーろ紙を装着し、吸引量は、毎分20～30リットルとすること。なお、粉じんの測定に関するA測定及びB測定のサンプリング時間は各測定点につき10分間以上とすること。

イ デジタル粉じん計を用いる方法空気中の総粉じん濃度の測定については、デジタル粉じん計を用いて差し支えないこと。なお、粉じんの測定に関するA測定及びB測定のサンプリング時間は、各測定点につき10分間以上とすること。

5 併行測定について

（1）単位作業場所（作業が屋外の場合には、粉じん発生源に近接する場所）の1以上の測定点において併行測定を行うこと。

（2）併行測定点での空気中の総粉じんの濃度測定は、（3）のサンプリング時間と同じ時間併行して行うこと。

（3）併行測定点での空気中のダイオキシン類の濃度測定は、ろ過捕集方法 及びガスクロマトグラフ質量分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によること。また、試料の採取方法は、フィルター、ウレタンフォーム及びハイボリウムサンプラーを用いて、毎分 500～1000リットルの吸引量とすること。

6 ダイオキシン類の毒性等量の算出方法

ダイオキシン類の毒性等量は、各異性体の濃度に毒性等価係数（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条別表第3）を乗じて算出し、それらを合計して算出する。このとき定量下限値、検出下限値との関係においては次のとおり取り扱うこと。

（1）定量下限値以上の値と定量下限値未満で検出下限値以上の値は、そのまま使用すること。

（2）検出下限値未満のものは、検出下限値の2分の1の値を用いること。

7 D値の算出及びD値を用いたダイオキシン類濃度の推定

日常におけるダイオキシン類濃度の推定は、粉じんに吸着しているダイオキシン類の含有率を算出し、空気中の総粉じんの濃度にその含有率を乗じてダイオキシン類の濃度を推定するため、次によりD値を求め、その値を2回目以降の測定に使用してもよい。ただし、作業場の施設、設備、作業工程又は作業方法について大幅な変更を行った場合は、改めて併行測定を行いD値を再度求めること。

（1）D値の算出について

4の（1）及び（2）の方法で測定した「空気中の総粉じんの濃度」及び「空気中のダイオキシン類の濃度」を用いて次の式からD値を求める。

空気中のダイオキシン類の濃度 (pg-TEQ/m³)

D値 = _____

空気中の総粉じんの濃度 (mg/m³) 又は (cpm)

（ただし、屋内の場合 温度25°C 1気圧、屋外の場合 温度20°C 1気圧）

空気中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)

=ろ紙上の粉じん中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³) + ウレタンフォームに捕集されたガス状物質及び微細粒子中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)

(2) D値を用いた空気中のダイオキシン類濃度の推定

各測定点の空気中のダイオキシン類濃度は、D値を用いて次式により空気中の総粉じん濃度を用いて評価することができる。

空気中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)

= D値 × 空気中の総粉じん濃度 (mg/m³) 又は (cpm)

(3) ダイオキシン類濃度が低いと思われる焼却炉の特例

以下アからウの条件で満たす焼却炉は、別途示す通知に基づき、4の(2)のア又はイの方法を用いて、1回目から空気中の総粉じん濃度を測定し、当該通知に示される標準的なD値をもとにダイオキシン類濃度を測定しても差し支えないこと。

ア ダイオキシン類特別措置法第28条に定めるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類の測定結果が3000 (pg-TEQ/g-dry) より低いこと。

イ 屋外に設置された焼却炉であること。

ウ 単一種類の物を焼却する専用の焼却炉であること。

作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法

1 作業場が屋内の場合

空気中のダイオキシン類濃度測定の結果を評価し、単位作業場所を第1管理区域から第3管理区域までに区分すること。なお、第1評価値及び第2評価値とは、作業環境評価基準第3条に準じて計算した評価値をいうものであること。

- (1) 第1管理区域第1評価値及びB測定に準じた測定の測定値(2以上の測定点においてB測定に準じた測定を実施した場合には、そのうちの最大値。1の(2)及び(3)において同じ。)が管理すべき濃度基準に満たない場合
- (2) 第2管理区域第2評価値が管理すべき濃度基準以下であり、かつ、B測定に準じた測定の測定値が管理すべき濃度基準の1.5倍以下である場合(第1管理区域に該当する場合を除く。)
- (3) 第3管理区域第2評価値が管理すべき濃度基準を超える場合又はB測定に準じた測定の測定値が管理すべき濃度基準の1.5倍を超える場合

2 作業場が屋外の場合

空気中のダイオキシン類濃度測定の結果を評価し、作業場所を粉じん発生源に近接する場所ごとに第1管理区域から第3管理区域に区分することにより行うこと。

- (1) 第1管理区域測定値が管理すべき濃度基準に満たない場合
- (2) 第2管理区域測定値が管理すべき濃度基準以上であり、かつ、管理すべき濃度基準の1.5倍以下である場合
- (3) 第3管理区域測定値が管理すべき濃度基準の1.5倍を超える場合

保護具の区分

1 レベル1

呼吸用保護具 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具

作業着等 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等

安全靴

保護帽（ヘルメット）

保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。

呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましいこと。

なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③粒子捕集効率が99.9%以上（区分RL3又はRS3）のものを使用すること。また、電動ファン付き呼吸用保護具は、①JIS T 8157に適合するものであり、②標準型であり、かつ③粒子捕集効率が99.97%以上のものを使用すること。

2 レベル2

呼吸用保護具 防じん機能を有する防毒マスク又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具

保護衣 浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1000mm以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2000mm以上を目安とすること。

保護手袋 化学防護手袋（JIS T 8116）

安全靴または保護靴

作業着等 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）

保護帽（ヘルメット）

保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。

なお、防じん機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、③粒子捕集効率が99.9%以上（区分L3又はS3）であり、かつ④有機ガス用のものを使用すること。

3 レベル3

呼吸用保護具 プレッシャーデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャーデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体）

保護衣 浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1000mm以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2000mm以上を目安とすること。

保護手袋 化学防護手袋 (JIS T 8116)
保護靴 化学防護長靴 (JIS T 8117)
作業着等 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの
作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽（ヘルメット）
安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。

4 レベル4

保護衣 送気形気密服 (JIS T 8115 タイプ1c)、自給式呼吸器内装形気密服
(JIS T 8115 タイプ1a)、及び自給式呼吸器外装形気密服 (JIS T
8115タイプ1b)
保護手袋 化学防護手袋 (JIS T 8116)
保護靴 化学防護長靴 (JIS T 8117)
作業着等 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの
作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽（ヘルメット）
安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。

運転、点検等作業における空気中のダイオキシン類濃度の測定結果による保護具の選定

運転、点検等作業が行われる作業場における空気中のダイオキシン類濃度の測定（6月以内ごと）

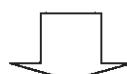


	第1評価値 < 2.5pg-TEQ/m³	第2評価値 ≤ 2.5pg-TEQ/m³ ≤ 第1評価値	第2評価値 > 2.5pg-TEQ/m³
B測定値 < 2.5pg-TEQ/m³	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
2.5pg-TEQ/m³ ≤ B測定値 ≤ 3.75pg-TEQ/m³	第2管理区域	第2管理区域	第3管理区域
3.75pg-TEQ/m³ < B測定値	第3管理区域	第3管理区域	第3管理区域

測定値 < 2.5pg-TEQ/m³	第1管理区域
2.5pg-TEQ/m³ ≤ 測定値 ≤ 3.75pg-TEQ/m³	第2管理区域
3.75pg-TEQ/m³ < 測定値	第3管理区域



第2管理区域及び第3管理区域については、焼却灰等の粉じん、ガス状ダイオキシン類の防止対策（第3の2の(2)のエ）



作業の種類	保護具の区分
炉等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業	レベル2（ただし第3管理区域であればレベル3）
炉等外における焼却灰の運搬、飛灰の固化、清掃、運転、保守点検、作業の支援、監視等の業務	レベル2（ただし第3管理区域であればレベル3） ガス体の測定値 < 1 pg-TEQ/m³ ガス体の測定値 < 1 pg-TEQ/m³

解体作業における焼却施設の測定結果等による保護具の選定

・解体作業が行われる場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果
(第3の3の(4)のア)

	第1評価値<2.5 pg-TEQ/m ³	第2評価値≤2.5 pg-TEQ/m ³ ≤第1評価値	第2評価値>2.5 pg-TEQ/m ³
B測定値<2.5pg-TEQ/m ³	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
2.5pg-TEQ/m ³ ≤B測定値≤3.75pg-TEQ/m ³	第2管理区域	第2管理区域	第3管理区域
3.75pg-TEQ/m ³ <B測定値	第3管理区域	第3管理区域	第3管理区域



・設備に付着する汚染物のサンプリング調査
(第3の3の(4)のイの(イ)のa~hの対象設備)



・3000pg-TEQ/g<サンプリング調査結果(d)



・追加サンプリング(第3の3の(4)のイの(ウ))

汚染除去・解体作業中、デジタル粉じん計により連続した粉じん濃度測定等を行わない計画の場合

汚染除去・解体作業中、デジタル粉じん計により連続した粉じん濃度測定等を行う計画の場合

過去の作業事例等から予想される粉じん濃度(g/m³)に汚染物のサンプリング調査結果d(pg-TEQ/g)を乗じた値S(pg-TEQ/m³)に基づき、保護具選定に係る管理区域を決定する場合には、予想される粉じん濃度の算定根拠を示すこと

	上表の第1管理区域	上表の第2管理区域	上表の第3管理区域
d<3000pg-TEQ/g	保護具選定に係る第1管理区域	保護具選定に係る第2管理区域	保護具選定に係る第3管理区域
3000≤d<4500pg-TEQ/g	保護具選定に係る第2管理区域	保護具選定に係る第3管理区域	保護具選定に係る第3管理区域
4500pg-TEQ/g≤d	保護具選定に係る第3管理区域	保護具選定に係る第3管理区域	保護具選定に係る第3管理区域

	上表の第1管理区域	上表の第2管理区域	上表の第3管理区域
S<2.5pg-TEQ/m ³	保護具選定に係る第1管理区域	保護具選定に係る第2管理区域	保護具選定に係る第3管理区域
2.5pg-TEQ/m ³ ≤S<3.75pg-TEQ/m ³	保護具選定に係る第2管理区域	保護具選定に係る第2管理区域	保護具選定に係る第3管理区域
3.75pg-TEQ/m ³ ≤S	保護具選定に係る第3管理区域	保護具選定に係る第3管理区域	保護具選定に係る第3管理区域

- ・ガス状ダイオキシン類の発生するおそれのある作業
- ・解体対象設備のダイオキシン類汚染状況が不明

保護具選定に係る第3管理区域

- ・ガス状ダイオキシン類の発生するおそれのある作業
- ・解体対象設備のダイオキシン類汚染状況が不明

保護具選定に係る第3管理区域

保護具選定に係る第1管理区域	レベル1
保護具選定に係る第2管理区域	レベル2
保護具選定に係る第3管理区域	レベル3
保護具選定に係る汚染状況が判明しない	レベル3
高濃度汚染物(3000pg-TEQ/g<d)を常時直接取り扱う	レベル4

解体方法の決定

1 解体作業第1管理区域内での解体作業

(1) 解体作業第1管理区域

次のいずれかを満たす場合を解体作業第1管理区域とする。

- ア 汚染物サンプリング調査の結果 $d < 3000 \text{ (pg-TEQ/g-dry)}$ (連続して粉じん濃度測定を行う場合、 $S < 2.5 \text{ (pg-TEQ/m}^3\text{)}$) の場合
- イ 汚染物サンプリング調査の結果 $d < 4500 \text{ (pg-TEQ/g-dry)}$ (連続して粉じん濃度測定を行う場合、 $S < 3.75 \text{ (pg-TEQ/m}^3\text{)}$) で、構造物の材料見本(使用前のもの)等と比べ客観的に付着物除去がほぼ完全に行われている場合

(2) 解体作業第1管理区域で選択できる解体方法及び使用機材

- ア 手作業による解体:手持ち電動工具等
- イ 油圧式圧碎、せん断による工法:圧碎機、鉄骨切断機等
- ウ 機械的研削による工法:カッタ、ワイヤソー、コアドリル
- エ 機械的衝撃による工法:ハンドブレーカ、削孔機、大型ブレーカ等
- オ 膨張圧力、孔の拡大による工法:静的破碎剤、油圧孔拡大機
- カ その他の工法:ウォータージェット、アプレッシブジェット、冷却して解体する工法等その他粉じんやガス体を飛散させないための新しい工法
- キ 溶断による工法:ガス切断機等

なお、溶断による工法を選択する際には、4に示す措置を講じること。

(ただし、金属部材(汚染物の完全な除去が可能な形状のものに限る。)であって、汚染物の完全な除去を行ったものについては、4の(5)の措置に代えて同一管理区域内の労働者にレベル1の保護具(呼吸用保護具はレベル2)を使用させることができるここと。)

2 解体作業第2管理区域内での解体作業

(1) 解体作業第2管理区域

次のいずれかを満たす場合を解体作業第2管理区域とする。

- ア 汚染物サンプリング調査の結果 $3000 \text{ (pg-TEQ/g-dry)} \leq d < 4500 \text{ (pg-TEQ/g-dry)}$ (連続して粉じん濃度測定を行う場合は、 $2.5 \text{ (pg-TEQ/m}^3\text{)} \leq S < 3.75 \text{ (pg-TEQ/m}^3\text{)}$) の場合
- イ 汚染状況の把握は困難であるものの、周囲の設備の汚染状況から見てダイオキシン類で汚染されている可能性が低い径の小さいパイプ等

(2) 解体作業第2管理区域で選択できる解体方法

1の(2)のアからカに掲げる方法

3 解体作業第3管理区域内での解体作業

(1) 解体作業第3管理区域

ア 次のいずれかを満たす場合を解体作業第3管理区域とする。

汚染物サンプリング調査結果、 $4500 \text{ (pg-TEQ/g-dry)} \leq d$ (連続して粉じん濃度測定を行う場合、 $3.75 \text{ (pg-TEQ/m}^3\text{)} \leq S$) で、付着物除去を完全に行うことが困難な場合

- イ ダイオキシン類による汚染の状態が測定困難又は不明な場合
- ウ 汚染状況の把握は困難であり、周囲の設備の汚染状況から見てダイオキシン類で汚染されている可能性があるパイプ等構造物

(2) 解体作業第3管理区域で選択できる解体方法及び使用機材

1の(2)のア及びイ。なお、解体物の構造上汚染除去がそれ以上実施できない場合であって、遠隔操作、密閉化、冷却化又は粉じんの飛散やガス状物質を発生させないその他の解体方法を選択する場合は、その解体方法を用いても差し支えない。

4 解体作業第2管理区域及び解体作業第3管理区域で溶断によらない解体方法が著しく困難な場合の特例

事前サンプリングの結果、対象設備が解体作業第2管理区域又は解体作業第3管理区域に分類された場合で、溶断によらない解体方法が著しく困難な場合は、以下に掲げる必要な措置を講じたうえで溶断による解体を行うこと。

なお、パイプ類及び煙道設備等筒状の構造物等を溶断する場合は内部の空気を吸引・減圧した状態で、外部から作業を行うこと。

- (1) 溶断対象箇所及びその周辺で伝熱等により加熱が予想される部分に汚染がないことを確認すること（この場合解体部分の汚染状況を写真等により記録すること。）
- (2) 溶断作業を行う作業場所をシート等により養生し、養生された内部の空気が外部に漏れないように密閉・区分すること。また、溶断作業中、当該作業を行う労働者以外の立ち入りを禁止する措置を講じること。
- (3) 作業場所の内部を、移動型局所排気装置を用いて換気するとともに外部に対して負圧を保つこと。
- (4) 移動型局所排気装置の排気をHEPAフィルター及びチャコールフィルターにより適切に処理すること。
- (5) 溶断作業を行っている間、同一管理区域内の労働者にレベル3の保護具を使用されること。

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 新旧対照表

改正案	現行
別添	別添
廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 対象作業	第2 対象作業
1 作業の分類	1 作業の分類
本対策要綱における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナー-PCBをいい、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)及び(2)の作業(以下「運転、点検等作業」という。)、(3)の作業(以下「解体作業」という。)並びに(4)の作業(以下「運搬作業」という。)であり、これらを合わせて廃棄物焼却施設関連作業ということ。	本対策要綱における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナー-PCBをいい、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)及び(2)の作業(以下「運転、点検等作業」という。)並びに(3)の作業(以下「解体作業」という。)であり、これらを合わせて廃棄物焼却施設内作業ということ。
(1)～(2)(略)	(1)～(2)(略)
(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業	(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業

具体的には、

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業（当該設備を設置場所から第3の3の（3）のオで定める処理施設（以下単に「処理施設」という。）に運搬して行う当該設備の解体又は破壊の作業（以下「移動解体」という。）を含む。）

イ （略）

ウ （略）

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当すること。

（4）移動解体の対象となる設備を処理施設に運搬する作業

なお、本対策要綱の適用対象は、事業場に設置されたダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設において行われる作業であるが、本対策要綱の適用対象より小規模の焼却施設において行われる作業についても、本対策要綱に準じばく露防止対策を講ずることが望ましいものであること。

2 （略）

具体的には、

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業

イ （略）

ウ （略）

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当すること。

なお、本対策要綱の適用対象は、事業場に設置されたダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設において行われる作業であるが、本対策要綱の適用対象より小規模の焼却施設において行われる作業についても、本対策要綱に準じばく露防止対策を講ずることが望ましいものであること。

2 （略）

<p>第3 ばく露防止対策</p> <p>1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講るべき措置</p> <p>(1) 特別教育</p> <p>運転、点検等作業又は解体作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び<u>安全衛生特別教育規程</u>（昭和47年労働省告示第92号）に定めるところにより、特別教育を行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 保護具</p> <p>対象作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保護具の選定</p> <p>労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより別紙3に示す保護具について、運転、点検等作業については別紙4に掲げる方法で、解体作業については別紙5に掲げる方法で選択し労働者に使用させること。</p> <p>ただし、高所作業又は臨時の作業においては下記のとおりとすること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨時の作業における特例</p> <p>レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、</p>	<p>第3 ばく露防止対策</p> <p>1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講るべき措置</p> <p>(1) 特別教育</p> <p>運転、点検等作業又は解体作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び<u>特別教育規程</u>に定めるところにより、特別教育を行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 保護具</p> <p>対象作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保護具の選定</p> <p>労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより別紙3に示す保護具について、運転、点検等作業については別紙4に掲げる方法で、解体作業については別紙5に掲げる方法で選択し労働者に使用させること。</p> <p>ただし、高所作業又は臨時の作業においては下記のとおりとすること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨時の作業における特例</p> <p>レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、</p>
--	--

次の a から c までに掲げる措置を講じた上で、防じん機能付き防毒マスクを使用して作業を行わせても差し支えないものであること。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度について、第3の2の(2)のウの管理区域の決定方法によって行った管理区域（解体作業にあってはこれを準用した管理区域）が第3管理区域となるときは、プレッシャーデマンド型空気呼吸器を使用させること。

a～c (略)

(7)～(8) (略)

2 (略)

3 解体作業において講ずべき措置

(1) 対象施設の情報提供

解体作業を行う場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負った元方事業者等に、解体対象施設の図面、6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果及び焼却炉、集じん機等の設備の外部の土壤に堆積したばいじん、焼却灰その他の燃え殻（以下「残留灰」という。）の堆積場所に関する情報等がある場合にはこれを解体作業前に提供すること。

(2) (略)

(3) 移動解体を採用する場合の要件

移動解体を採用する場合には、以下によること。

次の a から c に掲げる措置を講じた上で、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具を使用して作業を行わせても差し支えないものであること。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度について、第3の2の(2)のウの管理区域の決定方法によって行った管理区域（解体作業にあってはこれを準用した管理区域）が第3管理区域となるときは、プレッシャーデマンド型空気呼吸器を使用させること。

a～c (略)

(7)～(8) (略)

2 (略)

3 解体作業において講ずべき措置

(1) 対象施設の情報提供

解体作業を行う場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負った元方事業者等に、解体対象施設の図面及び6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果がある場合にはこれを解体作業前に提供すること。

(2) (略)

ア 設備本体の解体を伴わずに運搬ができる設備であること。具体的には、以下の①から③までのいずれかの作業（以下「取外し作業」という。）のみにより運搬ができる状態になるものをいうこと。

① 設備本体の土台からの取外し（土台ごと設備本体をつり上げる場合を含む。）

② 煙突及び配管の設備本体からの取外し

③ 煙道（焼却炉の運転により発生した燃焼ガスを焼却炉の燃焼室から煙突まで導く管をいう。以下同じ。）で区切られた設備本体間の連結部の取外し

イ 設備からの汚染物が飛散しないよう、クレーン等を用いた設備本体のつり上げ時に底板が外れるおそれがないなど構造上の問題がないこと。また、底板がない設備については、土台ごと設備本体を吊り上げることにより飛散防止措置を講ずることが可能であること。

ウ クレーン等を用いた設備等のつり上げ時等に、老朽化等により設備が変形し又は崩壊するおそれがないこと。

エ 運搬車への積込み作業を円滑に行うことができるよう、焼却炉等の設備の周辺に十分な場所を有すること。

オ 処理施設については、以下を満たすこととする。
(ア) 廃棄物の種類に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理施設（ダイオキシン類に係る特別管理

一般廃棄物の処理が可能なものに限る。) 又は産業廃棄物処理施設(ダイオキシン類に係る特別管理産業廃棄物の処理が可能なものに限る。)として許可を受けたものであること。

(イ) 汚染物について、飛散防止措置を講じた上で容器に入れ密封する等の措置を講じ、解体作業を行うまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管するとのできる設備を有すること。

(ウ) 運搬車から積下ろし作業を円滑に行うことができるよう、適切な積下ろし場所を有すること。

(エ) 「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」(平成 23 年 3 月 環境省水・大気環境局土壤環境課)に準じたものとすること。

(4) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。また、残留灰を除去する作業については、(10)にも留意すること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

解体作業が行われる作業場について、別紙 1 の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。

なお、解体作業前の測定については、処理施設において解体作業を行う場合を除き、廃棄物の焼却施設を管理する

(3) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

解体作業が行われる作業場について、別紙 1 の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。

なお、解体作業前の測定については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前 6 月以内に測定を行

事業者が、解体作業開始前 6 月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査

解体作業の対象設備について、労働安全衛生規則第 592 条の 2 に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施すること。

(ア) 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策

汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、別紙 3 に示すレベル 3 の保護具を着用して作業を行うこと。

なお、上記ア後段の場合においては、別紙 3 に示すレベル 2 の保護具として差し支えないこと。

(イ) ~ (エ) (略)

(5) 解体作業の計画の届出

労働安全衛生法第 88 条及び労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 3 に定めるところにより、廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等（移動解体における取外し作業及び処理施設での解体作業を含む。）の仕事を行う事業者は、工事開始の日の 14 日前までに次の書類を添付して、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対し、計画の届出を行う

っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査

労働安全衛生規則第 592 条の 2 に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施すること。

(ア) 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策

汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、別紙 3 に示すレベル 3 の保護具を着用して作業を行うこと。

(イ) ~ (エ) (略)

(4) 解体作業の計画の届出

労働安全衛生法第 88 条及び労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 3 に定めるところにより、廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事を行う事業者は、工事開始の日の 14 日前までに次の書類を添付して所轄労働基準監督署長に対し、計画の届出を行うこと。

こと。

ア～エ (略)

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
具体的には、

- (ア) ダイオキシン類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面（除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等）
- (イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面
- (ウ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画
- (エ) 解体作業が行われる作業場における事前の空気中ダイオキシン類濃度測定結果
- (オ) 解体作業の対象設備における事前の汚染物のサンプリング調査結果
- (カ) 解体作業中の空気中ダイオキシン類濃度測定計画
カ (略)

なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。

(6) 解体方法の選択

解体作業を行う事業者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体作業の対象設備の汚染物のサ

ア～エ (略)

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
具体的には、

- (ア) ダイオキシン類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面（除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等）
- (イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面
- (ウ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画
- (エ) 解体作業対象施設における事前の空気中ダイオキシン類濃度測定結果
- (オ) 解体作業対象施設における事前の汚染物のサンプリング調査結果
- (カ) 解体作業中の空気中ダイオキシン類濃度測定計画
カ (略)

なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。

(5) 解体方法の選択

解体作業を行う事業者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体対象設備の汚染物のサンプリ

ンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて別紙6の方法により、管理区域を設定するとともに、解体方法の決定を行うこと。

(7) 付着物除去作業の実施

事業者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備(取外し作業にあっては取外しを行おうとする部分に限る。)の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

ア 作業場所を仮設構造物(天井・壁等)又はビニールシート等により他の作業場所と隔離すること。

イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。

ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、除去作業を行う場所や付着物の状態に応じた適切な措置を講ずること。

なお、高圧水洗浄を行う場合は、作業に従事する労働者が高圧水に直接触れないよう留意するとともに、使用水量を可能な限り抑えるとともに、汚染物を含む水の外部への漏出や地面からの浸透を防止する措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

ンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて別紙6の方法により、解体方法の決定を行うこと。

(6) 付着物除去作業の実施

事業者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

ア 作業場所を仮設構造物(壁等)又はビニールシートにより他の作業場所と隔離すること。

イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。

ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、適切な措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

(8) 作業場所の分離・養生

事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(9) 移動解体における留意事項

移動解体に当たっては、解体作業を行う事業者は、以下の事項に留意すること。また、処理施設で運搬車から積み下ろした設備の開梱は、アに基づき設定した管理区域内で必要なばく露防止措置を講じた上で行うこと。

ア 取外し作業を行うときは、別紙6の方法により管理区域を設定するとともに、可能な限り溶断以外の方法から使用機材等の決定を行うこと。

なお、やむを得ず溶断による方法を一部選択して取外し作業を行う場合は、煙突及び煙道等燃焼ガスが通る部分が加熱されないよう配管部分に限定し、かつ、別紙6の4に示す措置及びレベル3の保護具により行うこと。

イ 溶断以外の方法を用いて取外し作業を行う場合であつて、設備本体、煙突、配管及び煙道の関係部分を密閉し、その内部の空気を吸引・減圧した状態で外部から作業を行い、作業を行う間を通して常に負圧を保ち汚染物の外部への漏えいを防止する措置を講じた場合は、(7)にかかわらず事前に付着物の除去を行わないことができる。

(7) 作業場所の分離・養生

事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

ウ 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、運搬車への積込みに先立ち、管理区域内においてビニールシートで覆う等により密閉した状態とすること。特に、積込み時の落下等により汚染物が飛散しないよう、厳重に密閉すること。

(10) 残留灰を除去する作業の実施

解体作業に併せて、残留灰を除去する作業を受託し、又は請け負う事業者は、1の各項及び(11)に加えて以下の措置を講ずること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等に基づき、
残留灰が堆積している箇所について、別紙1の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各1回以上行うこと。

なお、作業前の測定については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 残留灰を除去する作業

残留灰を除去する作業を行う事業者は、以下により作業を行うこと。

(ア) 別紙4により保護具を選定し、別紙3により対応す

る保護具（ただしレベル1の場合に使用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具）を使用すること。

(イ) ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、作業に先立ち、仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(ウ) 1の(3)に基づき、堆積した残留灰を湿潤な状態のものとした上で、原地面が確認できるまで除去すること。特に土壤からの再発じんにも留意すること。

(エ) 除去結果を後日確認できるようにするため、除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を取りまとめるとともに、廃棄物の焼却施設を管理する事業者に提出すること。

(11) 周辺環境への対応

事業者は、解体作業及び残留灰を除去する作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。

ア 排気処理

管理区域内のダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等については、チャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。

(8) 周辺環境への対応

事業者は、解体作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。

ア 排気処理

ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。

<p>イ 排水処理</p> <p>解体作業及び残留灰を除去する作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排出水の基準（10pg-TEQ/1）を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。なお、未処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理すること。</p> <p>ウ 解体廃棄物の処理</p> <p>汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。</p> <p>分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処分されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 周辺環境等の調査</p> <p>すべての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行うこと。</p> <p>4 運搬作業において講すべき措置</p>	<p>イ 排水処理</p> <p>解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排出水の基準（10pg-TEQ/1）を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。</p> <p>ウ 解体廃棄物の処理</p> <p>汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。</p> <p>分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処分されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 周辺環境等の調査</p> <p>すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと。</p>
--	---

(1) 対象設備の情報提供

移動解体において、取外し作業を行った事業者は、運搬を他の事業者に請け負わせる場合には、請け負った事業者に対し、空気中のダイオキシン類の測定及び解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査の結果、取外し作業の概要及び移送に当たり留意すべき事項に関する情報を提供すること。

(2) 荷の積込み及び積下ろし時における措置

廃棄物の焼却施設における取り外した設備の積込み及び処理施設における荷の積下ろしは、以下により行うこと。なお、積込みに先立ち設備を密閉する作業及び積み下ろした設備を開梱する作業については、解体作業の一環として行う必要があること。

ア 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、ビニールシート等で覆われ密閉された状態であることを確認した後に、運搬車への積込みを行うこと。

イ 運搬に使用するトラック等の荷台への積込みは、運搬中を通じて安定的に密閉状態を維持できるように行うこと。

ウ 処理施設での荷の積下ろしに当たっては、あらかじめ設備の覆い等に破損がないことを確認した上で、密閉した状態のままで行うこと。また、設備の覆い等に破損がみられた場合は、補修する等により密閉した状態とした上でなければ積下ろしを行ってはならないこと。

エ 荷の積込み及び積下ろしを行っている間、1の(6)に

準じ、別紙3に掲げるレベル1相当以上の保護具を使用すること。

(3) 運搬時の措置

ア 運搬は、設備等が変形し、又は破損することがないような方法で行うこと。なお、小型焼却炉や集じん機等、横倒しにより汚染物が漏えいするおそれのあるものについては、横倒しの状態で運搬しないこと。

イ 取り外された設備の処理施設への運搬においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた廃棄物収集運搬業者その他の廃棄物の運搬を行うことができる者が、廃棄物の収集又は運搬の基準に従い行うこと。

別紙1～別紙2 (略)

別紙3

保護具の区分

1 レベル1

呼吸用保護具 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具

作業着等 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等
安全靴

別紙1～別紙2 (略)

別紙3

保護具の区分

1 レベル1

呼吸用保護具 防じんマスク

作業着等 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等
安全靴

保護帽(ヘルメット)	保護帽(ヘルメット)
保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。	保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。
<u>呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましいこと。</u>	<u>なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③粒子捕集効率が99.9%以上(区分RL3又はRS3)のものを使用すること。また、電動ファン付き呼吸用保護具は、①JIS T 8157に適合するものであり、②標準型であり、かつ③粒子捕集効率が99.97%以上のものを使用すること。</u>
2 レベル2	2 レベル2
呼吸用保護具	呼吸用保護具
防じん機能を有する防毒マスク又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具	防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具(防じんマスク及び防毒マスクの両方の型式検定に合格しているものをいう。)又は防じん機能を有する防毒マスク
保護衣	保護衣
浮遊固体粉じん防護用密閉服 (JIS T 8115 タイプ5)で耐水圧1000mm以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服(JIS T 8115 タイプ4)で耐水圧2000mm以上を目安とすること。	密閉形防護服(JIS T 8115) (耐水性のもの) なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧1000mm以上を目安とし、直接水に濡れる作業については、耐水圧2000mm以上を目安とすること。以下同様。
保護手袋	保護手袋
化学防護手袋 (JIS T 8116)	化学防護手袋(JIS T 8116)

安全靴または保護靴	
作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽（ヘルメット）	
保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。	
なお、防じん機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、③粒子捕集効率が99.9%以上（区分L3又はS3）であり、かつ④有機ガス用のものを使用すること。	
3 レベル3	
呼吸用保護具	プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体）
保護衣	浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1000mm以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2000mm以上を目安とすること。
安全靴または保護靴	
作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽（ヘルメット）	
保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。	
なお、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具及び防じん機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、③粉じん捕集効率の高いものであり、かつ④有機ガス用のものを使用すること。	
3 レベル3	
呼吸用保護具	プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体）
保護衣	密閉形防護服（JIS T 8115）（耐水性のもの。）

保護手袋	化学防護手袋 (JIS T 8116)	保護手袋	化学防護手袋(JIS T 8116)
保護靴	化学防護長靴 (JIS T 8117)	保護靴	化学防護長靴(JIS T 8117)
作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）	作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽（ヘルメット）	保護帽(ヘルメット)		
安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。	安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。		
4 レベル4	4 レベル4		
保護衣	送気形気密服 (JIS T 8115 タイプ1c)、 自給式呼吸器内装形気密服 (JIS T 8115 タイプ1a)、及び自給式呼吸器外装形気密服 (JIS T 8115 タイプ1b)	保護衣	送気式気密服、自給式呼吸用保護具内装形気密服、自給式呼吸用保護具外装形気密服及び自給式呼吸用保護具併用形密閉服(JIS T8115) (気密服、密閉服は耐水性のものに限る。 また、自給式呼吸用保護具併用形密閉服の場合、自給式呼吸用保護具はプレッシャーマンド形空気呼吸器に限る。)
保護手袋	化学防護手袋 (JIS T 8116)	保護手袋	化学防護手袋(JIS T 8116)
保護靴	化学防護長靴 (JIS T 8117)	保護靴	化学防護長靴(JIS T 8117)
作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）	作業着等	長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）

<p>保護帽(ヘルメット) 安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>別紙4 (略)</p> <p>別紙5</p> <p>解体作業が行われる場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果 (第3の<u>3</u>の(4)のア)</p> <p>(表略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備に付着する汚染物のサンプリング調査 (第3の<u>3</u>の(4)のイの(イ)のa～hの対象設備) <p style="text-align: center;">↓</p> ・3000pg-TEQ/g<サンプリング調査結果 (d) <p style="text-align: center;">↓</p> ・追加サンプリング (第3の<u>3</u>の(4)のイの(ウ)) <p style="text-align: center;">(以下略)</p> 	<p>保護帽(ヘルメット) 安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>別紙4 (略)</p> <p>別紙5</p> <p>解体作業が行われる場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果 (第3の<u>3</u>の(3)のア)</p> <p>(表略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備に付着する汚染物のサンプリング調査 (第3の<u>3</u>の(3)のイ(イ)のa～hの対象設備) <p style="text-align: center;">↓</p> ・3000pg-TEQ/g<サンプリング調査結果 (d) <p style="text-align: center;">↓</p> ・追加サンプリング (第3の<u>3</u>の(3)のイ(ウ)) <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
---	---

基安化発 0110 第 1 号
平成 26 年 1 月 10 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露
防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について

標記については、「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」（平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号）により、焼却炉をあらかじめ取り外した上で処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う作業方法（移動解体）に対応させる見直し、移動解体が労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 36 号の業務に含まれることを明確化する通達改正等が行われたところである。

今般、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）の運用に当たり、従来から関係事業場に指導してきた事項を整理するとともに、留意すべき事項について改正内容を含めて別添のとおり解説として取りまとめたので、業務の参考とされたい。

なお、「特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について」（平成 15 年 8 月 1 日付け基安化発第 0801001 号）は、廃止する。

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の解説

第1 対策要綱の第1関係

1 対策要綱の考え方

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付け基発0110第1号の別添。以下「対策要綱」という。）は、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止のために講すべき基本的な措置を定めたものであるが、事業者は、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類以外の有害要因及び危険要因に対しても、健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならないことは言うまでもないこと。

第2 対策要綱の第2関係

1 作業の分類について

(1) 廃棄物焼却炉の定義

廃棄物焼却炉の定義は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号の規定によること。廃棄物の焼却施設（ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく特定施設の設置の届出がなされているものに限る。）に、複数の廃棄物焼却炉がある場合には、そのすべての廃棄物焼却炉を1つの焼却炉とみなして、その火床面積又は焼却能力の合計により労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の適用の有無を判断することとなる。この場合、同一敷地内であっても、第一処理場、第二処理場のように二以上の焼却施設として届出が行われている場合には、各々の焼却施設ごとに安衛則の適用の有無を判断すること。

なお、休廃止した焼却施設にある焼却炉及び特定施設の設置の届出の対象でない焼却炉については、集じん機、煙道等設備の一部が共有されているものでない限り、個々の焼却炉ごとに適用を判断すること。

(2) 作業の分類の補足

ア 運転、点検等の作業に含まれるもの

(ア) 耐火煉瓦の取替えなどの定期補修等

耐火煉瓦の取替えに併せて、損傷した炉壁の一部を補修するために構造物の一部を撤去することは、「大規模な撤去」には該当しないこと。

(イ) 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の外部の土壤に堆積したばいじん、焼却灰その他の燃え殻（以下「残留灰」という。）を除去する作業

廃棄物の焼却施設において、残留灰を除去する作業については、当該焼却施

設が運転中であるか否かを問わず、対策要綱の1の(1)の作業として取り扱うこと。ただし、当該燃え殻が、廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等に伴って発生するものについては、対策要綱の1の(3)に該当するものであること。

なお、廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務を請け負う事業者が、残留灰の除去作業を併せて請け負うことが多いことに鑑み、解体作業を請け負う事業者の便宜のため、対策要綱の第3の「3 解体作業において講ずべき措置」においては、解体作業に併せて残留灰を除去する作業を行う場合の留意事項を付記していること。廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務の発注に際し、必ずしも残留灰の除去作業を求めるものではないが、解体作業を完了した後に廃棄物の焼却施設内に残された残留灰については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が引き続き管理する必要があることに留意すること。

イ 解体作業に含まれるもの

(ア) 廃棄物焼却炉、集じん機、煙突等の設備の主要部分の撤去

定期補修の機会をとらえて実施する作業であっても、廃棄物焼却炉、集じん機等の計画的な設備更新、煙突の取外し作業、数回の定期補修時に分割して行う煙道の交換のように、既存の構造物の一定部分を取り壊すものについては、「大規模な撤去」に該当すること。

なお、小型の廃棄物焼却炉の煙突の取外しの特例については、本解説の第3の3の(3)のイを参照のこと。

(イ) 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務に伴い生じたばいじん、焼却灰その他の燃え殻を除去する作業

廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務において、設備内に残された燃え殻のほか、付着物の除去や取外し作業により生じた汚染物を取り扱う作業は、解体作業に含まれること。

ウ 運搬作業の範囲

運搬作業には、廃棄物の焼却施設における取り外した設備の運搬車への積込み、当該設備の廃棄物の焼却施設から処理施設までの運搬及び処理施設における当該設備の積下ろしが含まれること。運搬作業については、安衛則第36条及び同第592条の2から第592条の7までの規定は適用されないが、設備の積込み、積下ろしを行っている間、設備の覆い等が破損する場合に備え、対策要綱の別紙3に示すレベル1以上の保護具を使用すること。

2 遠隔操作等で行う作業及びばく露の少ない廃棄物焼却炉における作業の適用関係について

(1) 遠隔操作等で行う作業

本件の適用は、完全に密閉の状態で行うものに限られるものであり、特に、解体

等の作業において単に養生等が十分に行われることをもって「労働者がばく露することのない作業」に該当するものではないこと。

(2) ばく露の少ない焼却炉における作業

対策要綱の第2の2の(2)のエの「單一種類の物を焼却する専用の焼却炉」として、屋外に設置された製材及び集成材専用の焼却炉については、標準的なD値が定められており、対策要綱の別紙1の7の(3)のウと同一であること。

第3 対策要綱の第3関係

1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講すべき措置

(1) 作業指揮者の選任について

作業指揮者の選任に当たり資格等特段の制限はないが、事業者は、選任した作業指揮者に付着物の除去、ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化及び保護具に係る措置が安衛則第592条の3から第592条の5までの規定に適合して講じられていることを点検させる義務があることに留意すること。

なお、作業指揮者を養成する観点から、中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンター等において作業指揮者教育講習が開催されている。

(2) 発散源の湿潤化について

「著しく困難なとき」とは、湿潤化のために用いた水が周辺におかれた電気機器等に直接かかることにより当該機器が壊れるおそれがある等技術的に困難なときに限られること。耐火煉瓦の補修に当たっては、補修を行わない部分の養生を行った上で、補修を行う部分を湿潤化することにより粉じんの発生を抑制し、運転開始前に乾燥させることにより劣化を防止できること。

また、ダイオキシン類を含む物がすす等撥水性のもので、水により粉じんの飛散防止措置をとることが困難な場合には、粉じん飛散抑制剤を用いる方法があること。

(3) 就業上の配慮について

胎児期は、臓器や機能が形成される重要な時期であり、ダイオキシン類の毒性に対する感受性が特に高いとされていることから、女性労働者については、ダイオキシン類のばく露を防止する観点から母性保護が必要なものであること。

(4) 保護具について

ダイオキシン類ばく露防止の観点から、労働衛生保護具を適切に使用することにより、呼吸による粉じんやガス状物質のばく露を防止するとともに、皮膚への接触や手指に付着した粉じんが口に入るなどを防止することが重要であること。

ア 対策要綱の1の(1)及び(2)に掲げる運転、点検等作業並びに(3)に掲げる解体作業に労働者を従事させるときは、2の(1)に該当する場合を除き、別紙3に示す保護具を使用させること。また1の(4)に掲げる運搬作業においては、運搬車への設備の積込み及び運搬車からの設備の積下ろしに従事

する労働者に対し、別紙3に示すレベル1以上の保護具を使用させること。

なお、別紙3に示す保護具は、現時点で利用可能な保護具を区分したものであり、保護具の選定に当たっては、日本工業規格（JIS）の動向その他技術開発を踏まえて判断すること。

イ 1年以内ごとに実施される炉等内部の定期補修においては、前回定期補修時の測定結果を用いて保護具を選定して差し支えないこと。

ウ 対策要綱の別紙3において、今般、レベル1の呼吸用保護具として追加された電動ファン付き呼吸用保護具は、呼吸用保護具の面体の内部が常に陽圧に保たれるため、防じんマスクと比較して、顔面と面体との隙間からの漏れが小さく高い防護効果が期待できるとともに、呼吸時における労働者への負担が小さい特徴がある。このため、解体作業及び残留灰除去作業のうち、ガス状ダイオキシン類が発生するおそれのない作業を対象に、積極的に活用することが望ましい。電動ファン付き呼吸用保護具の規格は、JIS T 8157「電動ファン付き呼吸用保護具」によること。

（5）喫煙等の禁止

ダイオキシン類は、呼吸によって粉じんやガス状物質として吸入するだけでなく、手指に付着した粉じんが飲食物に付着して口に入るおそれがあることから、作業場における喫煙及び飲食を禁止する必要があること。

2 運転、点検等作業において講ずべき措置

（1）安全衛生管理体制の確立について

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生委員会の開催に併せてダイオキシン類対策委員会を開催することができること。

（2）空気中のダイオキシン類濃度の測定について

ア 定期補修等における作業についても、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行う必要があること。

イ 本規定は、突発的な設備故障等が発生した場合に、空気中のダイオキシン類の測定結果を待たずに緊急の復旧作業（解体作業に該当する場合を除く。）を行うことを妨げるものではないが、通常運転時等における空気中のダイオキシン類の濃度から当該作業におけるダイオキシン類濃度を推定する等により、安衛則第592条の5に基づく適切な保護具を選定する必要があること。

ウ 測定結果を関係労働者に周知する方法として、測定結果を労働者が見やすい場所に掲示する方法があること。

3 解体施設において講ずべき措置

（1）対象施設の情報提供について

ア 廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負わせるに当たり、6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果、残留

灰の堆積場所に関する情報等を提供することにより、解体作業を請け負った元方事業者等がダイオキシン類のばく露防止措置を適切に講ずることができるよう配慮すべきこと。

イ 廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、使用を廃止した廃棄物の焼却施設について、焼却炉等の設備の解体作業に先立ち、設備内部のダイオキシン類を含む付着物の除去作業を請け負わせるときは、当該作業を行う事業者が行ったサンプリング調査の結果等を当該事業者から入手の上、これを保存し、解体作業を行う事業者に提供すること。

(2) 安全管理体制の確立について

関係事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置のみならず、特に、解体作業における関係労働者の安全及び熱中症予防や、焼却対象物に由来する各種有害要因、設備の解体に伴って生ずる石綿粉じんその他の有害要因等にも配慮する必要があること。

また、保護具等によりダイオキシン類のばく露防止措置を講じた結果、労働者の視野や行動が制約されることにより墜落、転落等のおそれがないよう、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、労働者の安全と健康の確保に留意すること。

(3) 移動解体を採用する場合の要件について

ア 移動解体の対象とする廃棄物焼却炉、集じん機等の設備は、必ずしも小型の焼却炉に限らず、規模の大きな設備であっても、煙道を介して連結された各設備についてはボルト締め等がなされた連結部を取り外す等により運搬が可能になれば、移動解体を行うこととして差し支えない旨を明確にしたこと。一方、廃棄物焼却炉の各燃焼室や集じん機等の各設備が、煙道を介さずに直接ボルト締め等で連結されているなど、連結部分の取外しにより設備の構造を維持できないおそれがある場合や、小型の焼却炉であっても、つり上げ時に底板がはずれたり、老朽化により設備の構造が維持できないおそれがある場合には、移動解体を行ってはならないこと。

イ 使用を廃止した廃棄物の焼却施設について、煙突の取外し作業のみを行う場合であっても、解体作業の一環として取り扱うこと。ただし、労働安全衛生法第88条第4項及び安衛則第90条第5号の3に基づく計画の届出を必要としない小規模の廃棄物の焼却施設であって、以下に示す作業方法により作業を行う場合には、空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング調査、付着物の除去及び発散源の湿潤化は要しないこと。

(ア) 煙突を固定しているボルトの取外しについては、手作業により行うものであり、煙突本体の溶断等を行うものでないこと。

(イ) 煙突の取外しにより生ずる煙突及び炉の本体の開口部については、直ちに覆うことにより、ばいじん等の発散が最低限に抑えられるものであるこ

と。

(ウ) 本体、煙突ともに養生し、保管すること。

(4) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリングについて

ア 空気中のダイオキシン類の測定

隣接する焼却炉等も含め、すべての運転を休止した後1年以上を経過した焼却施設の解体作業を行う場合（過去1年以内に灰出し作業、定期補修作業等粉じんの発生を伴う作業が行われているもの及び処理施設における解体作業を除く。）には、作業前の測定を省略し、保護具の選定に当たっては、測定結果を $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 未満とみなして差し支えないこと。

イ 汚染物のサンプリング

汚染物のサンプリングは、安衛則第592条の2第2項により解体工事事業者が行うこととされており、解体作業を開始する前6月以内に行うことを原則とする。ただし、解体方法の決定、保護具の準備等を円滑に行うため、過去1年以内に行われた定期補修時にサンプリング、分析されたデータを用いて差し支えない。この場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が行ったサンプリング、分析であっても、その結果の妥当性（サンプリング後に運転条件が変更されていないか等）、必要な対象物を網羅しているかどうか等の判断は解体工事事業者が行うこと。

ウ 追加的サンプリング調査

追加的サンプリング調査は、解体工事の工事日程に影響を及ぼすことが多いことから、追加的サンプリングに代えて、あらかじめ、サンプリング対象物ごとに複数個所のサンプリング及び分析を行うこととして差し支えないこと。

エ サンプリング調査の記録及び記録の保存

関係労働者に周知する方法として、測定結果を労働者が見やすい場所に掲示する方法があること。

(5) 解体作業の計画の届出について

ア 移動解体における計画の届出は、廃棄物の焼却施設における取外し作業及び処理施設における解体作業を合わせ、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対して行う必要があること。

イ 「解体作業が行われる作業場」には、移動解体における処理施設を含めること。

(6) 付着物除去作業の実施について

付着物除去作業は、解体作業に伴うダイオキシン類の発生を防止するために重要なことから、作業指揮者は、耐火煉瓦、不定形耐火物、構造物材料の表面の露出を確認することにより行うとともに、当該箇所の付着物除去の前後の写真を記録した上で、統括安全衛生責任者等により付着物除去作業が十分に行われたことの確認を受けること。

なお、煉瓦、ライニング材のような多孔質材料の付着物除去は十分に行えないことがある、前述の確認等において付着物除去作業が困難であると判断された場合には、対象物全体をダイオキシン類で汚染された廃棄物として取り扱う必要があること。

(7) 周辺環境への対応

ア 解体廃棄物の処理

3000pg-TEQ/g を超える高濃度汚染物を常時取り扱う作業、例えば高濃度汚染物の無害化処理作業等に当たっては、作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とし、かつ対策要綱の別紙5によりレベル4の保護具を使用する必要があること。

イ 敷地境界部分における環境調査

解体作業終了後に行う周辺環境等の調査は、解体作業が周辺環境に影響を与えたかどうかを事業者として確認又は記録する趣旨のものであり、環境関係法令や条例等の定めがある場合はこれに従うこと。

ウ 残留灰を除去する作業を完了した箇所における環境調査

原地盤上面の状況を写真等により記録するとともに、周辺への汚染の広がりがないことを確認すること。また、原地盤土壤がダイオキシン類に汚染されているおそれがある場合には、廃棄物の焼却施設として引き続き管理する場合を除き、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年 環境庁告示第68号）に規定する方法で、原地盤上面をサンプリング調査することが望ましいこと。

第4 対策要綱の別紙1関係

1 測定の頻度

1年に1回行われる定期補修等6月を超える期間ごとに行われる作業については、その期間ごとに測定を実施すれば足りること。また、施設・設備、作業工程及び作業方法等に大幅な変更がない範囲において、過去に算出したD値を用いてダイオキシン類の濃度を求めて差し支えないこと。

2 測定の位置

(1) 作業場所が屋内の場合について

ア 炉の内部における測定点

廃棄物焼却炉の内部において保守点検等の作業を行う場合には、炉の内部についても空気中のダイオキシン類濃度の測定を行うこと。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、当該単位作業場所におけるダイオキシン類の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、測定点の数を5未満とし、又はB測定に準じた測定をもって代えることができる。

イ B測定の取扱い

粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われない単位作業場所であつて、B測定に準じた測定を行わない場合は、別紙4又は別紙5におけるB測定値は、 $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 未満とみなし、もっぱらA測定に準じた測定により求めた第1評価値及び第2表価値により管理区域を決定すること。

3 空気中のダイオキシン類及び総粉じんの濃度測定

(1) 粉じん、ガス状物質及び微細粒子のダイオキシン類濃度を測定する場合について

ア 炉等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業における特例

粉じん、ガス状物質及び微細粒子を合計してダイオキシン類濃度を分析し、別紙2により管理区域を決定することとして差し支えないこと。

イ 定期補修等の作業において、1回の作業時間が短い場合には、別紙1の4のウに示すサンプリング時間未満となつても差し支えないが、デジタル粉じん計を用いた併行測定によりろ紙上に捕集される粉じん量を推測する等により、ダイオキシン類の分析に十分な量の粉じんを補修すること。その場合、補修される粉じんの量が不足するときは、連続する2日間にわたり捕集した粉じんを合算し、又は複数のサンプリング機器により捕集した粉じんを合算する方法があること。

4 D値の算出及びD値を用いたダイオキシン類濃度の推定

(1) D値を用いたダイオキシン類濃度の推定について

作業場の施設、設備、作業工程及び作業方法に大幅な変更がない範囲においては、空気中の総粉じんに対するダイオキシン類の割合はほぼ一定とみなし、1回目の測定において算出したD値を2回目以降の測定に使用して差し支えないこと。

なお、D値は、当該単位作業場所においてのみ使用可能であること。

(2) ダイオキシン類濃度が低いと思われる焼却炉の特例について

「單一種類の物を焼却する専用の焼却炉」とは、「ダイオキシン類濃度測定の特例について」(平成13年10月17日付け基安化発第52号の2)により標準的なD値が示された、屋外に設置された製材及び集成材専用の焼却炉が該当すること。